第三十三条の九第一項中「平成十九年度から平成二十一年度まで」を「平成二十二年度から平成二十四年度まで」に、「同じ。）」を「同じ。）若しくは旧簡易生命保険資金（旧簡易生命保険特別会計法（昭和十九年法律第十二号）第七条第一項に規定する積立金をいう。以下この項において同じ。）」に、「公営企業金融公庫の資金のうち」を「旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。）のうち」に、「公営企業金融公庫の資金であるときは公営企業金融公庫」を「旧簡易生命保険資金又は旧公営企業金融公庫資金であるときは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構」に改め、同条第三項中「公営企業金融公庫」を「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構又は地方公共団体金融機構」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「増大すること」の下に「並びに平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年子ども手当支給法」という。）の施行により子ども手当（平成二十二年子ども手当支給法の定めにより児童手当とみなされる部分を含む。以下同じ。）に要する費用についての地方公共団体の負担が発生すること」を、「附則第五条の四」の下に「及び第五条の四の二」を加える。

第二条第二項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改め、「負担の増大」の下に「並びに平成二十二年子ども手当支給法の施行による子ども手当に要する費用についての地方公共団体の負担の発生」を加え、同条第三項中「児童手当特例交付金総額」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第四項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

第三条の見出しを「（児童手当及び子ども手当特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額」に、「を加えた額」を「及び平成二十二年子ども手当支給法の施行により発生した地方公共団体の子ども手当に要する費用の状況を勘案して予算で定める額（第三項及び第五項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額」という。）の合算額を加算した額」に、「児童手当特例交付金総額」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第二項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「児童手当特例交付金総額の」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額の」に、「都道府県児童手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第三項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「都道府県児童手当特例交付金総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金加算総額の」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の」に、「都道府県児童手当特例交付金加算総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金加算総額」に改め、同条第四項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「都道府県児童手当特例交付金加算総額」を「都道府県児童手当及び子ども手当特例交付金加算総額」に、「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金加算総額の」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の」に、「都道府県児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る都道府県加算総額」に改め、「という。）」の下に「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る加算総額の二分の一に相当する額（以下この項において「平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額」という。）の合算額」を加え、「を加えた額」を「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る都道府県加算総額を総務省令で定めるところにより各都道府県の子ども手当負担対象の子どもの数（平成二十二年子ども手当支給法第三条第一項に規定する子どものうち子ども手当の支給に伴う地方公共団体の負担の増大に係るものの数として総務省令で定めるところにより算定した数をいう。第五項において同じ。）であん分した額の合算額を加算した額」に改め、同条第四項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「児童手当特例交付金総額の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金総額の」に、「市町村児童手当特例交付金総額」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に改め、同条第五項中「児童手当特例交付金の」を「児童手当及び子ども手当特例交付金の」に、「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」を「市町村児童手当及び子ども手当特例交付金総額」に、「平成十九年度から平成二十一年度までの各年度」を「平成二十二年度」に、「児童手当特例交付金加算総額の」を「平成十九年児童手当法改正法に係る加算総額の」に、「市町村児童手当特例交付金加算総額」を「平成十九年児童手当法改正法に係る市町村加算総額」に改め、「という。）」の下に「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額」という。）の合算額」を加え、「を加えた額」を「及び平成二十二年子ども手当支給法に係る市町村加算総額を総務省令で定めるところにより各市町村の子ども手当負担対象の子どもの数であん分した額の合算額を加算した額」に改める。

第六条第一項の表及び同条第五項並びに第九条中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

附則第四条から第八条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年度分の地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（雇用対策・地域資源活用臨時特例費の基準財政需要額への算入）

第三条　平成二十二年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	一人につき　六八〇円
市町村	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	人口	一人につき　五二六円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人